

参議院憲法審査会會議録第一号

平成二十八年十月十一日(火曜日) 午後六時十分開会

委員氏名

- 會長 柳本 卓治君
幹事 愛知 治郎君
幹事 高野光二郎君
幹事 山下 雄平君
幹事 白 眞勲君
幹事 眞山 勇一君
幹事 西田 実仁君
幹事 仁比 聡平君
幹事 浅田 均君
幹事 阿達 雅志君
幹事 赤池 誠章君
幹事 石井 正弘君
幹事 石田 昌宏君
幹事 今井絵理子君
幹事 宇都 隆史君
幹事 小川 克巳君
幹事 大沼みずほ君
幹事 木村 義雄君
幹事 北村 経夫君
幹事 上月 良祐君
幹事 佐藤 信秋君
幹事 滝波 宏文君
幹事 堂故 茂君
幹事 豊田 俊郎君
幹事 中曾根弘文君
幹事 中西 祐介君
幹事 舞立 昇治君
幹事 三原じゅん子君
幹事 有田 芳生君
幹事 大島九州男君
幹事 風間 直樹君

委員の異動

九月二十六日

辞任

- 有田 芳生君
大島九州男君
風間 直樹君
長浜 博行君
藤田 幸久君
伊藤 孝江君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
矢倉 克夫君
吉良よし子君
山添 拓君
片山 大介君
福島みずほ君
松沢 成文君
和田 政宗君

九月二十七日

辞任

- 愛知 治郎君
赤池 誠章君
石井 正弘君
石田 昌宏君
今井絵理子君
宇都 隆史君
小川 克巳君
大沼みずほ君

補欠選任

- 浜口 誠君
野田 国義君
大野 元裕君
福山 哲郎君
那谷屋正義君
小西 洋之君
徳永 エリ君

補欠選任

- 石井 準一君
中川 雅治君
岡田 直樹君
古賀友一郎君
二之湯武史君
松川 るい君
二之湯 智君
有村 治子君

出席者は左のとおり。

幹事

會長

正明君

補欠選任 河野 義博君

幹事

谷合 正明君

柳本 卓治君
岡田 直樹君
古賀友一郎君
中川 雅治君
二之湯武史君
小西 洋之君
白 眞勲君
西田 実仁君
仁比 聡平君
浅田 均君

委員

木村 義雄君
上月 良祐君
佐藤 信秋君
高野光二郎君
豊田 俊郎君
中西 祐介君
三原じゅん子君
山下 雄平君
青木 一彦君
石井 準一君
高橋 克法君
矢倉 克夫君

九月二十八日

辞任

高野光二郎君
愛知 治郎君
山下 雄平君
谷合 正明君

補欠選任

磯崎 仁彦君
山谷えり子君
古川 俊治君
青木 一彦君
西田 昌司君
塚田 一郎君
足立 敏之君
高橋 克法君

事務局側

憲法審査会事務局長

森本 昭夫君

○ 本日の會議に付した案件
幹事選任及び補欠選任の件

○会長(柳本卓治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

幹事の選任及び補欠選任を行います。去る八月一日の本審査会におきまして、一名の幹事につきましては、後日、会長が指名することとなっております。

また、委員の異動に伴い現在幹事が五名欠員となっておりまして、その補欠選任につきましては、先例により、会長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○会長(柳本卓治君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に中川雅治君、岡田直樹君、古賀友一郎君、舞立昇治君、二之湯武史君及び小西洋之君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時十一分散会

十月七日日本審査会に左の案件が付託された。

- 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第四三三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)(第四九号)(第五〇号)(第五一号)(第五二号)(第五三三号)(第五四号)(第五五号)(第五六号)(第七一号)(第七二号)(第七三三号)

第四三三号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県川口市 武口敏春 外二百八十六名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一五年九月に参議院で強行採決され成立した平和安全保障関連法は、憲法第九条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。したがって、平和安全の名にかかわらず、その内容は紛れもなく戦争法である。また、憲法解釈を百八

十度覆した閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自身が武力紛争の当事者となつて、平和安全とは全く逆の事態を招くことになる。戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の人々から反対の声が上がリ、世論調査でも八割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みじつた採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすこと。

第四四号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町 山田豊子 外二百八十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第四五号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 山形県鶴岡市 庄司由紀 外二百八十三名

紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第四六号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県草加市 斉藤のり子 外二百八十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第四七号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都港区 川本順子 外二百八十三名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第四八号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 京都市 大西ちよみ 外二百八十三名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第四九号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都板橋区 小峯力 外二百八十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第五〇号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都杉並区 国安英行 外二百八十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第五一号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県富士見市 新発田泰三 外二百八十三名

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第五二号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 長野県伊那市 伊東元親 外二百八十三名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第五三号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県久喜市 高橋サキ子 外二百八十三名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第五四号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 熊本市 森葉子 外二百八十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第五五号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県秩父市 遠藤ゆい 外二百八十三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四三三号と同じである。

第五六号 平成二十八年九月二十六日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都中央区 青木正弘 外二百八十三名

八十三名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第七一号 平成二十八年九月二十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに
することに關する請願

請願者 愛知県丹羽郡扶桑町 大藪憲治

外千五百四十三名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第七二号 平成二十八年九月二十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに
することに關する請願

請願者 大阪市 小出和 外二千九百九十

九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。

第七三号 平成二十八年九月二十九日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかに
することに關する請願

請願者 埼玉県川越市 川端恵美子 外百

十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四三号と同じである。